

## 令和6年度サイクルツーリズム推進事業委託業務 仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度地域サイクルツーリズム推進事業委託業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### 3 目的

ポストコロナの旗手としてアドベンチャーツーリズムが注目される中、兵庫県においても、「新しい旅のスタイル」として、地域探訪型ガイド付きサイクルツーリズムの推進に取り組んでいる。

本事業ではインバウンド誘客、特に長期滞在を促すため、地域探訪型ガイド付きサイクリングコンテンツを取り入れたツアーを造成するとともに、造成したサイクリングコンテンツのFAMトリップを実施し、販売につなげる。

### 4 ターゲット

- (1) 大阪・関西万博を機に関西を訪れるインバウンド旅行者
- (2) 知的好奇心や探求心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する旅行者

### 5 業務の内容

- (1) ガイド付きサイクリングコンテンツを取り入れたツアーの造成

ガイド付きサイクリングコンテンツを取り入れたツアーの実施催行案について提案すること。

なお、造成するツアーは、全行程を消化するにあたり1泊2日以上を兵庫県【姫路城・朝来市・城崎温泉 等】で滞在するコースとする。

- ① ツアーの提案にあたり、上記ターゲットの興味関心を引くような魅力的な内容を提案すること。その理由（根拠）についても併せて記載すること。あわせて事業実施主体を明確化にし継続的な販売につなげること。
- ② ガイドツアー実施に際し、インバウンド観光客の受入環境および安全安心なツアー催行方法確立についての方策を具体的に記載すること。

※ 最終的に造成するツアーについては公益社団法人ひょうご観光

本部（以下、観光本部という）と協議の上決定する。

(2) 旅行事業者等を招聘したFAMトリップの実施

インバウンドをターゲットとしている旅行会社、ランドオペレーター等を対象に（1）で造成したツアーを巡るFAMトリップを実施する。

- ① 招聘する事業者の案と提案理由を企画書に記載すること。
- ② FAMトリップに係る資料作成、コンテンツ事業者、ガイド等の手配を行うこと。
- ③ FAMトリップに係る一切の費用は委託費に含める。  
例) レンタサイクル費、移動に必要な交通費、宿泊費、食事代等
- ④ FAMトリップには1社以上を招聘すること。

(3) タリフの作成

上記（1）（2）の取組みを踏まえ、コンテンツの内容、受入体制等をコンテンツ事業者と調整のうえ取りまとめ、タリフとして作成すること。なお、様式は観光本部から提示する。

- ① 校正  
タリフの構成は2回実施すること。

(4) 販売方策の提案

本事業で造成したツアーについて、より多くの誘客につながるような販売方策について提案すること。

## 6 成果物の提出等

(1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データ各1部を本部に提出しなければならない。なお、電子データはメディア（CD又はDVD）に記録し、各ファイルには内容のわかるファイル名を付与したうえ、ウイルスチェックを行っておくこと

- ① 事業完了報告書  
業務の実施期間、実施した業務の一覧、各会議の議事・参加者数 等
- ② コースタリフ

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部  
神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階

(3) 提出期限

令和7年3月31日（月）17:00

## 7 委託料の上限額

委託料の上限額は1,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 8 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

## 9 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
  - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
  - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ③ 契約条項は、委託者において示す。
  - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
  - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ③ 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委

託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること

(9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10) 受託者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(11) 再委託の禁止 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。

(12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。